

平成23年度中小漁業関連資金融通円滑化事業の概要

<漁協経営改革支援事業>

水産資源や漁業者の減少等、漁業を取り巻く環境が悪化する中で、多額の繰越欠損金を抱えている漁協が数多く存在する。機能不全に陥ると、その地域の漁業経済に悪影響を及ぼすこととなる。そのような事態を回避するために経営改善計画の策定・実行により欠損金の解消に取り組む経営不振漁協を対象に、欠損金見合いの借換資金に対する債務保証を支援する漁協経営改革支援事業を平成20年度に創設した。

漁協経営改革支援事業に係る債務保証を行った基金協会が積み立てる保証責任準備金、債務保証損失引当金、求償権償却引当金の費用の一部について、中央会が基金協会に出えんする。なお、保証引受期間は平成23年度末までとなっている。

【内 容】

1. 本事業の対象となる保証は、経営改善漁協に対する漁協経営改革支援資金であり、信用基金の保険に付されるものとする。
2. 本事業に基づく1被保証人についての保証限度額は、債務保証計画に定める金額とする。
3. 基金協会の出えん必要額は、事業年度12月末における保証残高等を基に算出する。以下は出えん額を算出する一例である。

フロー図

(例) 5億円を保証した場合

5億円を保証

事業年度12月末における出えん必要額

(1) 保証責任準備金見合額

$$(\text{保証残高} - \text{翌事業年度約定返済元本相当額}) \times 6/1,000 \times 2/3$$

$$(5 \text{ 億円} - 0) \times 6/1,000 \times 2/3 = 200 \text{ 万円}$$

※翌事業年度約定返済元本相当額を0として試算

(2) 債務保証損失引当金見合額

$$\text{保証残高} \times (1 - \text{填補率}) \times \text{事故率} \times \text{回収不能率} \times 2/3$$

$$5 \text{ 億円} \times (1 - 0.8) \times 3.4\% \times 59\% \times 2/3 \approx 133.7 \text{ 万円}$$

※事故率3.4%、回収不能率59%は全国平均値で試算

中央会は協会に出えん

代位弁済の発生

(3) 求償権償却引当金見合額

$$\text{求償権残高} - \text{回収見込額} \times 2/3$$

$$(5 \text{ 億円} - 2 \text{ 億円}) \times 2/3 = 2 \text{ 億円}$$

※回収見込額は2億円として試算

$$2 \text{ 億円} - \text{既出えん分} = 19,666.3 \text{ 万円}$$

既出えん分

追加出えん

中央会は協会に追加出えん

求償権の償却